「ひょうごバイオマス eco モデル」募集

《ロゴマーク》

兵庫県では、先導的にバイオマスを利活用している取組を「ひょうごバイオマス eco モデル」として登録し、バイオマスの利活用の推進を図っています。

この度、平成２５年度の登録モデルを募集しますので、ふるってのご応募をお待ちしています。

１　募集対象

バイオマスを先導的に利活用する取組を行っている団体、民間事業者、NPO 法人、自治体等

２　応募方法

取組の所在地（県外の場合は、主たる事務所の所在地）を管轄する兵庫県各県民局農林(水産)振興事務所（裏面記載）に申請書を持参もしくは郵送

３　問い合わせ先及び申請書配布先

兵庫県各県民局農林(水産)振興事務所　農政振興課等

兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課　農のゼロエミッション係

※申請書は県のホームページからダウンロードすることができます

http://web.pref.hyogo.lg.jp/af04/af04_000000007.html

４　応募締切

平成２５年９月２４日（火）（必着）

バイオマスとは・・

再生可能な生物由来の有機性資源のこと

例）家畜排せつ物、食品廃棄物、木くず　など

５　審査

学識経験者等で構成する委員会において、登録取組を決定します。

６　登録のメリット

・《ロゴマーク》を、リサイクル製品や企業パンフレット、企業ホームページなどで利用することにより、環境への貢献などを広くＰＲすることができます。

・県ホームページで登録取組を紹介します。また、パンフレット等により、広く登録した取組を紹介します。

・県主催のシンポジウムやセミナー等での県民への情報発信の機会を提供します。

・技術的支援、新たな取組への技術的相談が優先的に受けられます。

登録要領

1　対象

団体、民間事業者、NPO 法人、自治体等が、バイオマスを先導的に利活用する取組を対象とする。実現が確実と見込まれる計画も登録の対象とする。

2　要件

（1） 取組を実施している施設の所在（計画段階の場合は予定地）が兵庫県内であること。

ただし、取組を実施している施設の所在が兵庫県に隣接する市町村であり、当該施設の運営を行う者の主たる事務所が兵庫県内である場合は、県における先導的取組と認めるにふさわしいものに限り、登録の対象とする。

（2） 原則、原料等として利活用（計画段階の場合は予定）しているバイオマスの過半が兵庫県内で発生したものであること。

（3） 関係法令の許認可等が適正に取得等されていること。

（4）バイオマスを先導的に利活用している取組である以下のいずれかであること。

項　目	内　容	例
原材料	･利活用率の低いﾊﾞｲｵﾏｽや資源作物等の利活用 ･複数のバイオマスの組み合わせによる利活用　等	･間伐材の固形燃料化（チップ、ペレット等） ･資源作物のｴﾀﾉｰﾙ、ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料化 ･食品廃棄物と家畜排せつ物のﾒﾀﾝ発酵　等
技　術	【レベル】 県内で普及段階に至っていない技術の利活用	･乾式ﾒﾀﾝ発酵(利活用バイオマスの拡大) ･木質バイオマスのガス化(利活用用途の拡大)　等
	【システム】 複数の技術の組み合わせによる効果的な利活用	･ﾒﾀﾝ発酵残さの炭化･肥料化 ･太陽光発電とﾒﾀﾝ発酵を組み合わせたｴﾈﾙｷﾞｰ供給　等
普　及	バイオマス利活用を加速させる、利用環境の改善等	･竹ﾁｯﾌﾟ用ﾎﾞｲﾗｰの開発等による竹利用の促進 ･ﾍﾟﾚｯﾄ販売拠点の整備等による利用環境の改善 ･ｴｺﾌｨｰﾄﾞを用いたﾌﾞﾗﾝﾄﾞ肉生産による理解の醸成　等
地　域	バイオマスの分別、収集･運搬、利活用システムの管理･運営等において、地域が一体となった取組	･菜の花栽培と廃食油回収によるﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料製造と利用 ･ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱによる間伐材搬出、炭製造、利用 ･地域通貨によるﾊﾞｲｵﾏｽ資源の効率的回収と利用　等
その他	その他、先導的な役割を果たすと判断されるもの	

[問い合わせ･申請書配布及び提出先]

取り組み等所在地	提出先	電話番号
神戸市	神戸県民局神戸農林水産振興事務所	078-361-8552
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	阪神北県民局阪神農林振興事務所	079-562-8849
明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	東播磨県民局加古川農林水産振興事務所	079-421-9615
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	北播磨県民局加東農林振興事務所	0795-42-9420
姫路市、市川町、福崎町、神河町	中播磨県民局姫路農林水産振興事務所	079-281-3001
相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	西播磨県民局光郡農林水産振興事務所	0791-58-2194
豊岡市、香美町、新温泉町	但馬県民局豊岡農林水産振興事務所	0796-26-3697
養父市、朝来市	但馬県民局朝来農林振興事務所	079-672-6878
篠山市、丹波市	丹波県民局丹波農林振興事務所	0795-73-3791
洲本市、南あわじ市、淡路市	淡路県民局洲本農林水産振興事務所	0799-26-2096

兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課　農のゼロエミッション係：電話番号　078-341-7711(内 4124)

様式第１号（第２関係）

受付番号	※

※事務局で記載

ひょうごバイオマス eco モデル登録申請書

平成　　年　　月　　日

兵庫県知事　井戸　敏三　様

住　　所：
(ﾌﾘｶﾞﾅ)
取組主体名：
(ﾌﾘｶﾞﾅ)
代表者役職･氏名：　　印

連絡担当者所属	
フ リ ガ ナ	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail ｱﾄﾞﾚｽ	

下記の取組について、「ひょうごバイオマス eco モデル」の登録を受けたいので、要領第４第１項に基づき申請します。

記

１　申請取組の概要（既存取組登録 又は 計画登録ともに記載）

取組の状況(右記から選択)	１．既存取組（取組開始年月：平成　　年　　月） ２．計画段階（取組開始予定年月：平成　　年　　月）
取組を実施（計画）している所在地	
取組実施の趣旨	（本取組を行っている事業主体としての考え方を記載）
ﾊﾞｲｵﾏｽ利活用事業の取組（計画）概要	利活用の主体技術：
	〔概要〕
利活用バイオマスの種類	

バイオマスの利活用状況 （単位はｔ，㎘，m^3など適切な単位を付けて下さい。）	年間利活用量	うち県内バイオマス量	県内バイオマス利活用率 ％
今後の取組の継続性			

2　バイオマス利活用の先導性

該当する先導性に○を付け、下の欄にその根拠を記載して下さい。

先導性 （要領別表１の区分による）	1　原材料 2　技術（　①　レベル、②　システム　） 3　普及 4　地域 5　その他（具体的に：　　）
先導性の根拠	

3　補助事業等の活用状況

補助事業等の活用の有無		有　・　無
	有の場合	補助事業等名称：
		補助金等の金額：　　千円

〔添付資料〕

1　参考様式を添付

なお、参考様式と同程度の内容が分かる資料があれば参考様式に替えることができる。

2　申請取組を行う施設、リサイクル製品等の写真

3　事業実施のために許認可等を受けている場合は、それを証明する書類の写し

参考様式

1　バイオマスの利活用状況及び施設の状況等（既存取組登録 又は 計画登録ともに記載）

製品又はエネルギー生産量	製品の場合（ｔ／年）	ｔ／年			
	ｴﾈﾙｷﾞｰの場合（MJ／年）	MJ／年			
製品又はエネルギーの利用先					
施設敷地面積	㎡	日最大処理能力(原料バイオマスベース)	t･ﾘｯﾄﾙ／日	日平均処理量	t･ﾘｯﾄﾙ／日
施設の概要					
取組全体の概要（先導性が普及、地域の場合は必須）					

2　原材料バイオマスの収集・運搬等（既存取組登録 又は 計画登録ともに記載）

廃棄物処理業の許可等の有無	廃棄物収集・運搬業の許可	・ あ り（県・市町名：　　） ・ な し
	廃棄物中間処理業の許可	・ あ り（　産業　・　一般　） （県・市町名：　　） ・ な し
バイオマスの確保方法 （該当するものを丸で囲む）	1．原材料として有価で購入 2．無償で受入 3．処理費をいただいて受入 4．その他（　　）	
バイオマスの回収方法 （該当するものを丸で囲む）	1．自社の回収車で有料で回収 2．自社の回収車で無料で回収 3．廃棄物収集・運搬業者が回収し搬入 4．排出者が自ら搬入 5．その他（　　）	
回収範囲	（具体的な市町名を記載）	

3　取組実績（既存取組登録のみ）

取組開始後のバイオマス利活用量（暦年又は年度ごとに）　　（ｔ／年）	
取組開始後の製品又はエネルギー等生産量（暦年又は年度ごとに）	

4　取組の経済性（既存取組登録のみ）

（既存取組の場合の経済性、コスト削減効果について記載。）

5　計画の妥当性及び実現性（計画登録のみ）

計画実現に向けた取組体制の整備状況	
住民の理解の状況、推進体制構築状況　等	
製品又はエネルギーの利活用計画	
計画実現性の根拠	

6　その他特記事項

（取組に至るまでの問題点、苦労した点、また解決策等を記載）

7　情報公開項目に対する意見

本登録申請書の記載内容（連絡担当者所属、担当者氏名、e-mail アドレス等を除く）は原則公開対象とします。

正当な理由により公開を拒否される項目がある場合は下記に記載して下さい。

項目	
理由	

ひょうごバイオマス eco モデル登録制度実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、ひょうごバイオマス eco モデル登録制度の実施に必要な事項を定める。

（定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の掲げるところによる。

（１）バイオマス　再生可能な生物由来の有機性資源であり、化石資源を除いたもの

（２）ひょうごバイオマス eco モデル（以下「バイオマスモデル」という。）　バイオマスを原材料とし、たい肥や肥料、飼料等としての利活用や炭化等による土壌改良材としての利用、メタン発酵や熱化学変換等によるエネルギー利用、バイオマス利活用の促進のための環境改善など県下における先導的な取組

（登録の対象）

第３　登録は取組ごとに行うこととし、対象は、既に開始されている取組、又は、実現が確実と見込まれる計画であって、次の要件をすべて満たす取組とする。

（１）取組を実施している施設の所在（計画段階の場合は予定地）が兵庫県内であること。ただし、取組を実施している施設の所在が兵庫県に隣接する市町村（海域で接する場合を除く）であり、当該施設の運営を行う者の主たる事務所が兵庫県内である場合は、県における先導的取組と認めるにふさわしいものに限り、登録の対象とする。

（２）原則、原料等として利活用（計画段階の場合は利活用を予定）しているバイオマスの過半が兵庫県内で発生したものであること。

（３）関係法令の許認可等が適正に取得等されていること。

（４）別表１に定める基準を満たすこと。

（登録の申請）

第４　取組の登録を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（１）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）申請取組の概要

（３）バイオマス利活用の先導性

２　前項の申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。

３　登録申請書の受付は毎年度１回とし、その時期は知事が別途公表するものとする。

（審査及び登録の実施）

第５　前第１項の申請があった場合、別に定める学識経験者等で構成する委員会において申請書の内容を審査のうえ、別表２の登録基準を満たすと判断されたものを知事はバイオマスモデルとして登録する。

２　知事は前項の登録をした場合は、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（登録内容の変更）

第６　バイオマスモデルを実施する事業者（以下「登録事業者」という。）は、バイオマスモデルについて、以下の事項に変更が生じたときは、別に定めるところにより、変更の日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（１）代表者の変更
（２）利活用の対象バイオマスの種類の変更（追加、削減を含む）
（３）バイオマス利活用施設の処理能力の増減
（４）利活用の対象バイオマスのうち兵庫県内で発生したものが過半を下回った場合
（５）事業の廃止
（６）その他届出が必要と認められる変更

（登録の取消）
第７　バイオマスモデルが次の各号に該当する場合においては、知事は登録を取り消すものとする。
（１）登録事業者から辞退の申し出があったとき
（２）登録事業者が廃業もしくはバイオマスモデルの中止が確認されたとき
（３）法令に違反する等、登録を継続するに適当でないと認められるとき

（バイオマスモデル申請内容等の公開）
第８　知事は登録申請書及び登録内容等変更届出書に記載された内容について、普及啓発に必要と認める情報を公開するものとする。
　ただし、申請者から正当な理由により、公開を拒否された場合はこの限りでない。

（補則）
第９　この要領に定めるもののほか、登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則
１　この要領は、平成１７年１０月６日から施行する。
２　この要領は、平成２０年９月２２日から施行する。
３　この要領は、平成２３年９月５日から施行する。
４　この要領は、平成２５年２月２２日から施行する。

別表１（要領第３関係）

バイオマス eco モデルの登録対象基準

項　目	基　　準
バイオマス利活用の先導性の要件	以下のいずれかの先導性を有すること。 （１）原材料 ア　利活用率の低いバイオマスや資源作物等の利活用 イ　複数のバイオマスの組み合わせによる利活用　等 【例示】(ｱ)間伐材の固形燃料化（チップ、ペレット等） (ｲ)資源作物のエタノール、バイオディーゼル燃料化 (ｳ)食品廃棄物と家畜排せつ物のメタン発酵　等 （２）技術 ①レベル 県内で普及段階に至っていない技術の利活用 【例示】(ｱ)乾式メタン発酵 (ｲ)木質バイオマスのガス化　等 ②システム 複数の技術の組み合わせによる効果的な利活用 【例示】(ｱ)メタン発酵残さの炭化･肥料化 (ｲ)太陽光発電とメタン発酵を組み合わせたエネルギー供給　等 （３）普及 バイオマス利活用を加速させる、利用環境の改善　等 【例示】(ｱ)竹チップ用ボイラーの開発等による竹利用の促進 (ｲ)ペレット販売拠点の整備等による利用環境の改善 (ｳ)エコフィードを用いたブランド肉生産による理解の醸成　等 （４）地域 バイオマスの分別、収集・運搬、利活用システムの管理・運営等において、地域が一体となった取組 【例示】(ｱ)菜の花栽培と廃食油回収によるバイオディーゼル燃料製造と利用 (ｲ)ボランティアによる間伐材搬出、炭製造、利用 (ｳ)地域通貨によるバイオマス資源の効率的回収と利用　等 （５）その他 その他、先導的な役割を果たすと判断されるもの

別表２（要領第５関係）

登録に係る審査基準

項　目	審　査　基　準
１　バイオマスの利活用の要件	①別表１の登録基準欄において（１）から（５）のいずれかに該当する取組であるか。 ②計画段階にある場合にあっては、事業の実現性が確実であるか。
２　その他	・その他認定を行うにあたり問題となる事項がないか。